

○長門市庁舎等における通話録音装置の設置及び運用に関する要綱

(令和 5 年 2 月 28 日告示第 19 号)

改正 令和 5 年 5 月 1 日告示第 81 号 令和 7 年 6 月 9 日告示第 113 号

令和 8 年 7 月 8 日告示第 137 号

(目的)

第 1 条 この告示は、庁舎等における通話録音装置の運用に関し必要な事項を定めることにより、市民サービスの向上及び業務の公正かつ適正な執行を確保するとともに、犯罪の防止及び職員への不正な圧力や要求等の排除を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 電話機での通話中に通話の音声を録音する装置をいう。
- (2) 通話録音データ 通話録音装置により録音され、通話録音装置に接続するクラウドサーバー等に保存された音声のデータをいう。
- (3) 複製データ 通話録音データを電磁的記録媒体に複製したデータをいう。
- (4) 課等 長門市組織規則(平成 17 年長門市規則第 5 号)第 3 条第 1 項に規定する課、長門市役所支所及び出張所設置条例(平成 17 年条例第 9 号)に規定する支所及び出張所、長門市議会事務局設置条例(平成 17 年長門市条例第 219 号)に規定する議会事務局、長門市監査委員事務局設置条例(平成 17 年長門市条例第 30 号)に規定する監査委員事務局、長門市会計管理者の補助組織に関する規則(平成 19 年長門市規則第 4 号)に規定する会計課、長門市農業委員会規程(平成 17 年長門市農業委員会訓令第 1 号)に規定する農業委員会事務局、長門市上下水道局事務分掌規程(平成 30 年長門市上下水道局規程第 3 号)第 1 条に規定する課及び長門市教育委員会事務局組織規則(平成 17 年長門市教育委員会規則第 6 号)第 2 条に規定する課をいう。
- (5) 庁舎等 長門市庁舎管理規則(平成 17 年規則第 11 号)第 2 条に規定される施設及びそれに準ずる施設

(総括管理責任者の設置)

第 3 条 市庁舎等における通話録音装置の運用に関する事務を総括させるため、総括管理責任者を置く。

2 総括管理責任者は、総務課長をもって充てる。

(管理責任者等の設置)

第4条 通話録音装置を利用している課等に通話録音装置管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置くものとし、当該課等の長をもって充てる。

(通話録音装置の設置)

第5条 市長は、市庁舎等の電話設備において、課等の現状を把握し、必要と認めるときは、通話録音装置を設置する。

(通話録音装置の設置等の公表)

第6条 総括管理責任者は、通話録音装置を設置したときは、通話録音装置の設置場所、利用目的、運用方法等について市の公式ホームページへの掲載その他適切な方法により公表するものとする。

(通話録音装置の使用及び通話録音データの取扱い)

第7条 通話録音装置は、電話機での通話の開始とともに自動で通話内容等を録音するものとする。

2 前項の通話を開始するときには、原則、通話の相手方に対し録音する旨を告知するものとする。ただし、通話録音装置の性能や業務の性質等やむを得ない事由により当該告知をすることが難しい場合は、次の各号のいずれかに該当するものに限り通話録音データを使用することができるものとする。

(1) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、やむを得ないと認められるとき。

(2) 脅迫、恐喝など不当な要求行為等に該当するおそれがあるとき又は刑事事件へ発展するおそれがあるときその他トラブル等に発展するおそれがあると認められるとき。

(3) 民事訴訟に発展するおそれがあると認められるとき。

(4) 事前に録音する可能性のある旨を告知しているとき。

(個人情報保護)

第8条 総括管理責任者、管理責任者及び管理取扱者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守し、通話録音装置の運用に関し、適切な措置を講じなければならない。

- 2 総括管理責任者、管理責任者及び管理取扱者は、通話録音データ及び複製データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全確認のために必要な措置を講じなければならない。

(通話録音データの保存期間)

第 9 条 通話録音データの保存期間は、通話録音データが記録された日から 30 日間とする。ただし、法令に定めがある場合、その他総括管理責任者が必要と認めた場合は、この限りでない。

- 2 通話録音データは、記録されたときの状態で保存し、加工してはならない。
- 3 第 1 項に規定する保存期間を経過した通話録音データは、上書き等の方法により消去する。

(複製データの作成及び保存期間)

第 10 条 複製データは、次に掲げる場合を除き、作成してはならない。

- (1) 個人情報の保護に関する法律に基づき開示又は提供する場合
 - (2) その他総括管理責任者が第 1 条に定める目的の達成のため必要と認めた場合
- 2 管理責任者は、複製データを作成しようとするときは、通話録音装置に係る複製データ作成申請書(別記様式第 1 号)により、総括管理責任者に申請しなければならない。
 - 3 総括管理責任者は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、申請を承諾し、その旨を書面により管理責任者に対し通知するものとする。
 - 4 複製データは、記録されたときの状態で作成し、加工してはならない。
 - 5 複製データを作成したときには、管理責任者は複製データ管理台帳(別記様式第 2 号)に所要の事項を記載し、第 8 条に定める適切な管理に努めなければならない。
 - 6 複製データの保存期間は、作成された日から 1 年とする。ただし、管理責任者が必要と認めた場合は、この限りでない。
 - 7 管理責任者は、前項に定める保存期間を経過した場合は、速やかに当該複製データを廃棄しなければならない。この場合において、管理責任者は、通話内容が復元不可能な方法で破棄するものとする。

(通話録音データの聴取)

第 11 条 職員は、第 1 条の目的に資するために必要とする場合は、通話録音データを聴取することができる。

2 前項の規定により通話録音データを聴取した職員は、通話録音データ聴取報告書(別記様式第 3 号)により、速やかに総括管理責任者に報告しなければならない。ただし、複数の職員が同時に同通話を聴取した場合は、いずれか 1 の職員が調製する報告書に他の職員を付記して報告することで足りるものとする。

(開示等請求における対応)

第 12 条 通話録音データの開示及び削除、利用並びに提供については、個人情報の保護に関する法律及び長門市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例(令和 4 年長門市条例第 35 号)に基づいて実施するものとする。

2 通話録音データの開示は、通話録音データが保存されているものに限る。

3 市は、開示等請求があったときは、通話録音データだけでなく他の情報と照合するなど、個人情報の特定及び本人の確認について慎重な措置を講じるものとする。

(苦情等への対応)

第 13 条 管理責任者は、市民等から通話録音装置の設置及び運用に関する苦情があった時は、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(その他)

第 14 条 この告示に定めるもののほか、通話録音装置の設置及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 5 月 1 日告示第 81 号)

この告示は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 6 月 9 日告示第 113 号)

この告示は、令和 7 年 6 月 9 日から施行する。

附 則(令和 8 年 7 月 8 日告示第 137 号)

(施行期日)

1 この告示は、令和 8 年 7 月 8 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に保存された通話録音データに係る複製データの作成及び通話録音データの聴取については、なお従前の例による。